

## 合同会社 UAS テクノにおける公的研究費の使用に関する行動規範

令和7年5月31日  
最高管理責任者決定

合同会社 UAS テクノにおける研究活動等の不正防止に関する規則第7条に掲げる 行動規範については、次のとおりとする。

- 1 当社の公的研究費の運営管理に関わる構成員は、コンプライアンス教育及び啓発活動に積極的に参加し、使用ルール等の理解に努める。
- 2 当社の公的研究費の運営管理に関わる構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、不正を起こさせない組織風土の形成に努め、公的研究費の不正使用を未然に防止する。
- 3 当社の公的研究費の運営管理に関わる構成員は、研究費の不正使用が疑われる場合には、黙認せず、速やかに相談窓口にご相談するなど、適切に対応する。